

第4次亀山市スポーツ推進計画(骨子案) に対する意見への回答

【個別意見】

整理番号	該当ページ	項目	意見	回答
1	2 12 16	第1章 第4次スポーツ推進計画の策定に当たって 2 スポーツ推進の意義 第3章 計画の基本的な考え方 1 目指す姿 4 施策の体系	e スポーツは「身体能力の違いに関わらず参加できる」ものとして理念部分に2回記述されているが、20の取組には位置付けられていない。年齢や障がいの有無にかかわらず参加できる入口として、また高齢者の社会参加や介護予防の手段として、取組の中に位置付けられたい。	e スポーツの活用については多岐にわたると考えられることから、20の取組を進めるに当たり、その手法として記載を検討します。
2	4 16	第1章 第4次スポーツ推進計画の策定に当たって 4 計画の位置付け 第3章 計画の基本的な考え方 4 施策の体系	計画の位置付けの図に健康福祉分野の計画がなく、取組⑳「健康増進や介護予防等との連携」の相手が特定されていない。同時に策定される第2次亀山市健康まちづくり計画（施策大綱2（1）②身体活動・運動又は施策大綱3）と役割が重なるため、どちらの計画が何を担うのかを位置付けの図と本文に明記されたい。	計画の位置付けの図に計画名称は記載していませんが、「学校教育ビジョン」、「生涯学習計画」、「文化芸術推進基本計画」などと記載している他の分野別計画に含んでいます。双方の計画を推進するに当たり、重なりが生じることもありますが、齟齬がないよう調整します。
3	6 7	第2章 前計画の成果の検証と評価 1 第3次スポーツ推進計画の基本施策ごとの主な実績・成果	現状値55.8%（令和3年調査値）に対し、令和4年度から令和7年度までの実績値が全て「－」となっており、4年間測定されていない。測っていない指標を目標に置いても進捗の管理はできない。次期計画では、市民アンケートの実施年度を含めた測定方法を計画本文に明記されたい。	成人の週1回以上のスポーツ実施率は、これまでから計画策定年度にアンケート調査を実施しており、今後のアンケートの実施については、計画素案策定過程において検討します。
4	12 - 16	第3章 計画の基本的な考え方	第3章に具体的な施設名が一つも登場しない。第2章では東野公園体育館、西野公園、名阪工業団地第三公園などの実績が記載されている。既存施設の改修・更新の優先順位と年次を、公園施設長寿命化計画・学校施設等長寿命化計画と紐づけて示されたい。	現時点でお示ししたのは骨子であり、第2章においては、実績として施設名を記載していますが、第3章においては、基本的な考え方を示しており、具体的な取組を記載しているものではないため、施設名は記載していません。計画素案作成に当たっては、第3次亀山市総合計画前期基本計画とも整合を図りつつ、記載について検討します。
5	13	第3章 計画の基本的な考え方 2 基本施策 【各基本施策の方向性】 ②スポーツの拠点の整備	近年の夏季の異常な高温を踏まえ、年間を通じて市民が安全に運動習慣を継続できる環境を整備すべきである。特に、屋外での運動が困難となる夏季においても運動機会を確保できるよう、学校体育館への空調設備の整備を進めるとともに、整備した体育館を市民が利用できるよう、利用時間や予約方法等を含めた具体的な利用環境を整えるべきである。この旨を本計画に記述すべきである。	学校体育館への空調設備の設置については、第3次亀山市総合計画前期基本計画との整合を図りつつ、取組を進めてまいります。なお、利用時間や予約方法等については、別途定めるものと考えており、本計画への記載は考えておりません。
6	13 16	第3章 計画の基本的な考え方 2 基本施策 4 施策の体系	学校体育館の空調について一切記述がない。社会体育施設である東野公園体育館は空調・自家発電設備の設置を完了しているが、学校体育館は児童生徒が日常的に使い、災害時には避難所となり、地域にも開放されている施設である。スポーツの所管が教育委員会に移行した今だからこそ、学校体育施設の環境整備（空調）を本計画に位置付け、学校教育ビジョンと連動されたい。	学校体育館への空調設備の設置については、加速が求められる取組であると認識しておりますが、学校体育施設のハード面の取組については、本計画において記載の予定はありません。
7	16	第3章 計画の基本的な考え方 4 施策の体系 スポーツを支える力の向上 スポーツ団体や指導者の育成と競技力の向上	高齢化や担い手不足により、スポーツ団体や指導者の育成と競技力の向上の取組に起点となる、スポーツ指導者やスポーツボランティア、民間事業者など多様な担い手を確保することが必要であり、その旨を計画に記述すべきである。	基本施策「スポーツを支える力の向上」において記載を検討します。

第4次亀山市スポーツ推進計画(骨子案) に対する意見への回答

【個別意見】

整理番号	該当ページ	項目	意見	回答
8	16	第3章 計画の基本的な考え方 4 施策の体系 スポーツを身近に感じられる機会の創出	4つの取組が示されているが、スポーツの観戦機会の提供とスポーツイベントの誘致の促進は亀山市内を想定しているのか。そうであれば「市内での」という表現を入れるべきである。	いずれの取組もレベルの高いスポーツに触れられる観戦機会の提供や将来トップアスリートを目指そうという気概を育むため、トップアスリートの試合や練習を見る機会づくりを行うことを目指しており、市内のみを想定しているものではありません。
9	16	第3章 計画の基本的な考え方 4 施策の体系 子どものスポーツ環境の充実	新規に「休日における中学校部活動の地域展開等の推進」として取組の記載があるが、部活動の地域展開等は令和12年度までに完了すると思われる。取組としては「地域展開等の定着」ではないのか、表現を見直すべきである。	国が示す「改革実行期間」は令和13年度までで、令和8年度から10年度までを前期、11年度から13年度までを後期としており、本市においては、9年度から休日の中学校部活動の地域展開等に取り組み定着を図りながら、その後は平日の部活動の在り方についても具体的な活動環境の整備を進めていくことから、御意見も踏まえ表現を検討します。
10	16	第3章 計画の基本的な考え方 4 施策の体系	前計画にあった「障がい者のスポーツ参加の推進」「女性のスポーツ参加の推進」「総合型地域スポーツクラブの育成・支援」「新たなスポーツスタイルへの支援」「スポーツ医・科学の活用」「地域経済や観光との連携」が取組名から消えている。理念の「年齢や障がいの有無、身体能力の壁を越えて」に吸収するだけでは実施は担保されない。少なくとも障がい者スポーツ（パラスポーツ）は独立した取組として残されたい。	「障がい者スポーツ参加の推進」、「女性のスポーツ参加の推進」及び「新たなスポーツスタイルへの支援」は「誰もが運動に親しむことができる機会の提供」として、「総合型地域スポーツクラブの育成・支援」は「各種スポーツ団体の育成・支援」として、「スポーツ医・科学の活用」は「指導者の育成・支援」として、「地域経済や観光との連携」は「市内のスポーツ大会を盛り上げる機運の醸成」として「第3次亀山市総合計画前期基本計画」と整合を図り、再編しました。そのような中で障がい者スポーツについては、「誰もが運動に親しむことができる機会の提供」において取組を進めることとしています。